

～いわて子どもプラン(2020～2024)の概要～

第1章 計画の基本的な考え方

1 策定の趣旨

この計画は、いわての子どもを健やかに育む条例第11条に基づき、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための「子ども・子育て支援に関する基本的な計画」として策定するものです。

本計画の策定に当たっては、条例第3条の基本理念を基本的な考え方としています。

2 基本理念(条例第3条)

(1) 子ども・子育て支援は、子どもの権利を尊重し、その最善の利益を考慮して行われなければならない。

(2) 子ども・子育て支援は、結婚や出産は個人の決定に基づくものであることを基本としつつ、結婚、妊娠、出産及び子育ての各段階に応じて、切れ目なく行われなければならない。

(3) 子ども・子育て支援は、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民が適切な役割分担の下に、相互に連携し、及び協力することにより行われなければならない。

⇒条例に基づき、知事は、子ども・子育て支援に関する基本的な計画を定めることとされている。(条例第11条)

3 計画期間

2020年度から2024年度までの5年間

4 いわて県民計画(2019～2028)との関係

いわて県民計画(2019～2028)「長期ビジョン」、第1期アクションプラン「復興推進プラン」、「政策推進プラン」等における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進します。

(いわて県民計画(2019～2028)の政策の体系における「家族・子育て」分野をはじめ、各政策分野の子ども・子育て支援施策を条例に基づいて横断的に推進。)

第2章 本県の子どもと家庭をめぐる状況

1 少子化が進行

平成30年の合計特殊出生率は、1.41と依然として低い水準にとどまっています。

2 未婚化・晩婚化が進行

平成27年の本県の50歳時未婚率は、男性が26.16%、女性が13.07%となっています。平均初婚年齢も上昇しているなど未婚化、晩婚化が一層進んでいます。

3 安心して出産できる環境の整備が必要

リスクの高い妊婦の増加や分娩を取り扱う医療機関が減少する中で、悩みを抱える妊産婦等を早期に発見し、相談支援につなげるなど、安心して出産できる環境の整備が必要です。

4 養育者の育児不安が増加

世帯当たり人員数の減少が続いており、家庭養育機能の脆弱化や子育ての孤立化などにより、養育者の育児不安が増加しています。

5 仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要

保育所等入所待機児童が発生しており、保育所等の利用定員の拡大が必要です。また、多様な保育サービスの充実、働き方改革や女性活躍支援を進め、仕事と子育ての両立に向けた更なる環境整備が必要です。

6 ひとり親家庭の支援の充実が必要

ひとり親家庭等の就労形態や収入は不安定な場合が多く、経済状況の影響を受けやすいほか、公的支援施策が十分に活用されていないため、就労支援、教育支援等の充実とともに、包括的な相談支援体制の構築が必要です。

7 子どもの貧困対策の推進が必要

子どもの現在及び将来が生まれ育った環境に左右されないよう、保護者への職業生活の安定等に資するための就労支援の充実、教育の支援の確実な実施、相談支援の強化が必要です。

8 自己肯定感をもつ児童生徒の割合等を更に高めていくことが必要

児童生徒を対象にした意識調査によると、自己肯定感を持つ児童生徒や、いじめはいけないことだと思う児童生徒の割合が増加しており、こうした傾向を更に高めていく必要があります。

9 児童虐待対応件数が増加

近年、子供の面前で配偶者に対し暴力を振るう事案、いわゆる面前DVについての警察からの通告や、児童虐待に対する意識が高まったことに伴う近隣、知人からの通告により児童虐待相談が増加していることから、児童相談所の体制強化のほか、児童虐待のない地域づくりに向け、地域全体で児童虐待防止の取組を推進することが必要です。

10 要保護児童数が増加

要保護児童数が増加しており、家庭的環境での養育を促進するため、里親委託の推進や児童養護施設等の環境改善、施設を退所した子どもに対する進学や就労等の支援が必要です。

11 東日本大震災津波による遺児・孤児への支援が必要

東日本大震災津波による孤児・遺児の人数は発災当時で584人であり、令和元年5月現在、未だその半数近くが成人に達していないことから、引き続き、被災した孤児・遺児が安心して学び、成長していくための支援が必要です。

12 自然災害の発生や社会経済環境の激変等に伴う影響

近年多発する自然災害や、直近の新型コロナウイルス感染症流行の例があるように、県民生活に大きな影響を受ける事態が生じた場合、その影響を受けやすいひとり親家庭等の子どもの生活や、児童虐待のリスクなどを注視し、状況に応じた支援が必要です。

第3章 目指す姿及び推進する施策

1 目指す姿

第2章における状況を踏まえ、この計画に基づく施策の実施を通じて目指す姿を次のとおり位置づけ、県、市町村、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主、県民が参加・連携・協力し、その実現に向けて取り組んでいきます。

<目指す姿>

社会全体で県民の結婚、妊娠、出産及び子育てを支え、誰もが子どもを健やかに育みやすいと実感できるいわて

2 目指す姿指標

本計画は、いわて県民計画(2019～2028)における基本的な考え方や政策推進の基本方向等を踏まえ、一体的に推進していくこととしていることから、いわて県民計画(2019～2028)長期ビジョンの「家族・子育て」の政策分野における主要な指標を目指す姿指標として設定します。

- ① 合計特殊出生率
- ② 男性の家事時間割合
- ③ 総実労働時間

3 推進する施策

(具体的な取組は別紙のとおり。)

(1) 子どもの健やかな成長を支援する

岩手県子どもの幸せ応援計画を策定し、子どもの貧困対策に取り組みます。また、児童虐待防止に取り組むとともに保護を要する子どもの代替養育を確保するため岩手県社会的養育推進計画による取組を進めます。

さらに、生きる力を育むための教育環境を整備し、地域における体験活動及び交流活動の促進等に取り組みます。

(2) 子育て家庭を支援する

岩手県ひとり親家庭等自立促進計画を策定し、就労形態や収入は不安定な場合が多く、経済状況の影響を受けやすいひとり親家庭に対して、関係機関等と連携し包括的に支援する取組を進めます。

また、岩手県子ども子育て支援事業支援計画により、市町村が取り組む子育てに関する相談体制や保育サービスの充実等を支援し、職業と子育て等の家庭生活との両立を支援します。

(3) 子どもを生む世代が安心できる環境をつくる

少子化が進む中、多様な機会を通じた結婚、出産、子育て等に関する情報の切れ目のない提供、家庭や子育ての大切さについての理解の促進を図るとともに、働き方改革や女性活躍支援を進めます。

(4) 東日本大震災津波からの復興を推進する

いわて県民計画(2019～2028)の「長期ビジョン」第4章「復興推進の基本方向」に基づき、個人の尊厳を基本価値とし「誰一人として取り残さない」という理念のもと、被災した子どもや家庭への心のケアや、要保護児童への支援など、三陸のより良い復興の実現のために必要な事業を実施します。

第4章 計画推進に向けて

1 計画の推進のための役割

条例に基づき、保護者、子ども・子育て支援機関等、事業主及び県民の役割を整理

2 計画の推進体制

計画の推進に当たっては、「岩手県子ども・子育て会議」等の場を通じて県民の意向を反映させるとともに、国や市町村、関係団体等との緊密な連携を図ります。

3 施策の実施状況の公表と計画の見直し

計画の実施状況については、毎年度、前年度の実施状況を取りまとめ、公表します。また、「岩手県子ども・子育て 会議」の意見や、経済・社会情勢の変化等を踏まえ、柔軟に計画内容の見直しを行います。

【参考】

いわて県民計画(2019～2028)における10の政策分野

① 健康・余暇

② 家族・子育て

③ 教育

④ 居住環境・コミュニティ

⑤ 安全

⑥ 仕事・収入

⑦ 歴史・文化

⑧ 自然環境

⑨ 社会基盤

⑩ 参画